

茨城県交通安全県民運動スローガン募集要項

1 趣 旨

第 12 次茨城県交通安全計画（令和 8 年度から令和 12 年度）に基づく交通安全県民運動等に使用する交通安全スローガンを、広く県民から募集することにより、交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故防止に資する。

2 主 催

茨城県・茨城県交通安全対策会議

3 応募規定

（1）内容（募集テーマ）及び規格

ア 内容

交通ルールの遵守や交通マナーの向上などを広く県民に呼びかける内容で、茨城県の交通安全スローガンとしてふさわしいもの（自作、未発表作品に限る）。

- ① 高齢者の交通事故防止
- ② こどもの交通事故防止
- ③ 夕暮れ時から夜間の交通事故防止
- ④ 自転車の安全利用の推進
- ⑤ 飲酒運転の根絶

イ 規格

概ね 20 文字程度

（2）応募資格

県内に在住、または通学・通勤する者

（3）応募期間

令和 7 年 9 月 1 日（月）から令和 7 年 10 月 16 日（木）まで

（4）応募方法

以下のいずれかの方法により、茨城県交通安全対策会議事務局（以下「事務局」という（茨城県県民生活環境部生活文化課安全なまちづくり推進室内））に応募する。

ア 茨城県電子申請届出システムで応募（一般応募）

https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=68985



イ 事務局あてに所定の応募用紙により、持参、郵送又はFAXで送付（一般応募）

ウ 小・中・高等学校等の児童生徒は各学校に応募用紙を提出

※各学校は、児童生徒の作品を学年ごとに1点選定し、下記 URL もしくは QR コードにて、10月23日(木)までに提出してください。

※URL：<https://forms.gle/vQe3imTiUrWFDKVPA>



4 選考及び発表、表彰

(1) 選考

ア 事務局が指名する審査員により、審査を実施し、優秀作品を決定する。審査結果の見直し請求は、受け付けません。

イ 優秀作品数

優秀作品50点程度 各部門10点程度

ウ 同じ作品が複数応募された場合の対応

応募期間終了後、事務局において抽選を行い、有効作品を決定します。

(2) 発表

ア 一般応募の入賞者は、郵送又はメール等にて通知します。

イ 各学校は、所属長あてに文書により通知します。

(3) 表彰

ア 一般応募の入賞者は、郵送にて賞状と副賞を贈ります。

イ 各学校は、各所属長あてに賞状と副賞を贈ります。

5 作品の活用

優秀作品は、令和8年度から令和12年度の5年間、茨城県交通安全対策会議、その他関係機関・団体が実施する各季の交通事故防止県民運動等のスローガンやSNSへの掲載等の方法で交通安全の啓発媒体として活用します。

6 個人情報の取り扱いについて

応募により得た個人情報は事務局において厳重に管理し、作品の審査及び広報啓発に必要な範囲で使用します。学校から応募の入賞者については、氏名・所属・学年を、一般応募の入賞者については市町村名、氏名を原則公開することとし、交通安全関係資料等において活用します。

7 その他

(1) 応募作品中の用語の誤り等については、事務局において修正場合があります。

(2) 応募作品の著作権は、茨城県交通安全対策会議に属します。また、応募作品は返却しません。

8 問合せ先

茨城県県民生活環境部生活文化課安全なまちづくり推進室 担当：長洲

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

TEL：029-301-2842

FAX：029-301-2848

E-mail：seibun6@pref.ibaraki.lg.jp